

優良産廃処理業者認定制度における
事業の透明性に係る基準に基づく適合証明業務について（概要）

1. 適合証明業務の概要について

「適合証明業務」は、①基準適合確認・通知と②適合証明書発行の2段階からなり、本業務の内容と業務利用料金等は以下のとおりです。

	業務内容	業務利用料金
①基準適合確認 ・通知	<p>提供機能等</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 公表情報の未登録箇所のシステムによる自動チェック（自社情報の登録画面上にメッセージ表示） ● 公表情報のうち、更新頻度が「1年に1回以上」の情報項目の更新期限到来について、システムによる自動チェック（自社情報の登録画面上にメッセージ表示） ● 情報更新の都度、システム及び目視により基準適合性を財団が確認した結果、修正等が必要な場合にメール通知 <p>利用条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「さんぱいくん」を用いた「事業の透明性」に基づく情報公開、「履歴証明サービス」の利用 	1 ユーザあたり 年間 3 万円 (税込)
② 適合証明書 ・通知	<p>提供機能等</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 適合証明書の発行申し込みに応じてメール送信（PDF ファイル） <p>利用条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「さんぱいくん」を用いた「事業の透明性」に基づく情報公開、「履歴証明サービス」の利用及び【①基準適合確認・通知】の利用 	許可 1 件あたり 3 千円 (税込)

2. 基準適合確認・通知について

基準適合確認等では、産業廃棄物処理業者様が「事業の透明性」に基づく公表情報の更新を行った都度、弊財団にて基準適合性を確認し、その結果修正等が必要な場合にメールにて通知いたします。産業廃棄物処理業者様は、このメールの通知内容に沿って公表情報の修正等を行うことで、基準に適合した情報公表を継続することができます。併せて、「さんぱいくん」上の公表情報を編集する画面上で、未登録の箇所がある旨や情報更新を行うべき時期の到来などのメッセージを表示させる機能を提供いたします。これにより、未登録箇所や更新期限の到来を適切に把握することができ、特に「1年に1回以上」の更新頻度の項目について、情報更新を

失念することを未然に防ぐことができます。

3. 適合証明書について

「事業の透明性」に基づく公表情報が基準に適合することを証明する書類（適合証明書）を、許可証単位で発行いたします。これまでは、優良認定の申請時には基準に適合することを証明するために、公表情報を掲載したインターネット上のページを印刷・保存し、これらの多くの書類を所管自治体に提出していたものが、この適合証明書のみを提出すれば済むようになり、自治体・産業廃棄物処理業者ともに大幅に負担を軽減できるようになります。ただし、適合証明書は、公表情報の基準適合性の確認結果をもとに発行するため、基準適合確認・通知を利用していることが前提となります。

なお、適合証明書は、基準適合性を証明する期間が記載されており、その期間内については、公表情報の内容及び更新頻度が基準に適合していることを証明するものとなります。従って、適合証明書の発行年月日以降の期間については証明の対象外となります。つきましては、適合証明書の証明対象期間終了年月日が従前許可の許可期限年月日とは一致しない点にご注意いただくとともに、複数許可における証明対象期間が同一又は近似となる場合においては、単一の証明書提出を認めるなどのご配慮をお願いいたします。

【お問合せ先】

- (公財) 産業廃棄物処理事業振興財団 優良化事業推進チーム
担当：改田(かいでん)、森川、円子(まるこ)、田村、青木
- ・ Phone : 03-4355-0160 (平日 10～12時、13～17時)
 - ・ Email : kaiji@sanpainet.or.jp
 - ・ 住所 : 東京都港区虎ノ門1丁目1番18号
ヒューリック虎ノ門ビル10階

適合証明書 (イメージ)



優良産廃処理業者認定制度
事業の透明性の基準適合証明書

1. 確認対象

- 企業名 ●●●●●●株式会社
- 業許可番号 12345678901
- 期間 YYYYY(平成YY)年MM月MM日から
YYYY(令和YY年)MM月DD日まで

2. 確認結果

上記1における優良産廃処理業者認定制度に係る公表事項が、産業廃棄物処理業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準に適合することを証明する。

※適用基準：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条の3第2号、同規則第10条の12の2第2号、同規則第10条の4の2第2号及び同規則第10条の16の2第2号に定める基準

YYYY(令和YY)年MM月DD日

公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団

理事長 加藤幸男

